

バーゼルⅡの交渉経緯と我が国の果たした役割について

金融庁 氷見野 良三

1988年にバーゼル銀行監督委員会で合意された銀行の自己資本比率規制に関する国際基準「バーゼルⅠ」(BIS規制)は、日本と世界の銀行システムに大きな影響を与えてきた。バーゼル委員会は、1998年、このバーゼルⅠの見直し作業を開始し、2004年、6年間に亙る紆余曲折の後に、新しい自己資本比率規制の枠組み「バーゼルⅡ」(新BIS規制)を公表した。

このバーゼルⅡをめぐる交渉は、バーゼル委の諸部会における各国当局の専門家同士の議論、バーゼル委における各国当局幹部の議論、G10中央銀行総裁・銀行監督当局長官合同会合における議論、バーゼル委に加盟していない諸国の当局との間での議論、銀行界や研究者との間での議論等、様々な主体を巻き込んだ膨大な議論の集積として進行した。

交渉過程は、米国等の当局の研究者が基礎的な研究を進めた「準備期」、バーゼル委での新規制起草作業が順調に進んだ「建設期」、案の練り直しが繰り返され、プロジェクトの失速も懸念された「調整期」、最終案の公表を経て、最終案で宿題となった事項の解決が図られた「フォローアップ期」、そして実際に新規制の実施を迎える「実施期」に区分して考えることができる。

各期ごとに、日本、米国、欧州、非G10諸国の当局は、国際的な公共財の構築の見地と各国の長期・短期の国益確保の見地の両方を睨みながら、それぞれ様々な役割を果たした。

本報告では、報告者が、「調整期」後半から最終案の合意を経て「フォローアップ期」が終結するまでの期間、バーゼル委事務局長を務めた経験も踏まえ、バーゼルⅡの交渉経緯と日本の果たした役割を概観する。